【商品中古自動車】R7年度以降の減免申請におけるお願いについて

商品中古自動車減免の申請につきましては、毎年、納期限までに納税通知書に記載のある所管県税事務所への申請が必要となりますが、申請台数が多量である場合などにおいて、１つの県税事務所へまとめて申請される例が多くみられます。

管轄が異なる県税事務所へ申請された場合、申請内容の確認に時間を要する場合がございますので、恐れ入りますが、**納税通知書に記載されている所管県税事務所をご確認のうえ、それぞれの自動車を所管する県税事務所ごとに申請を行っていただくようお願いします。**

■所管事務所の確認方法

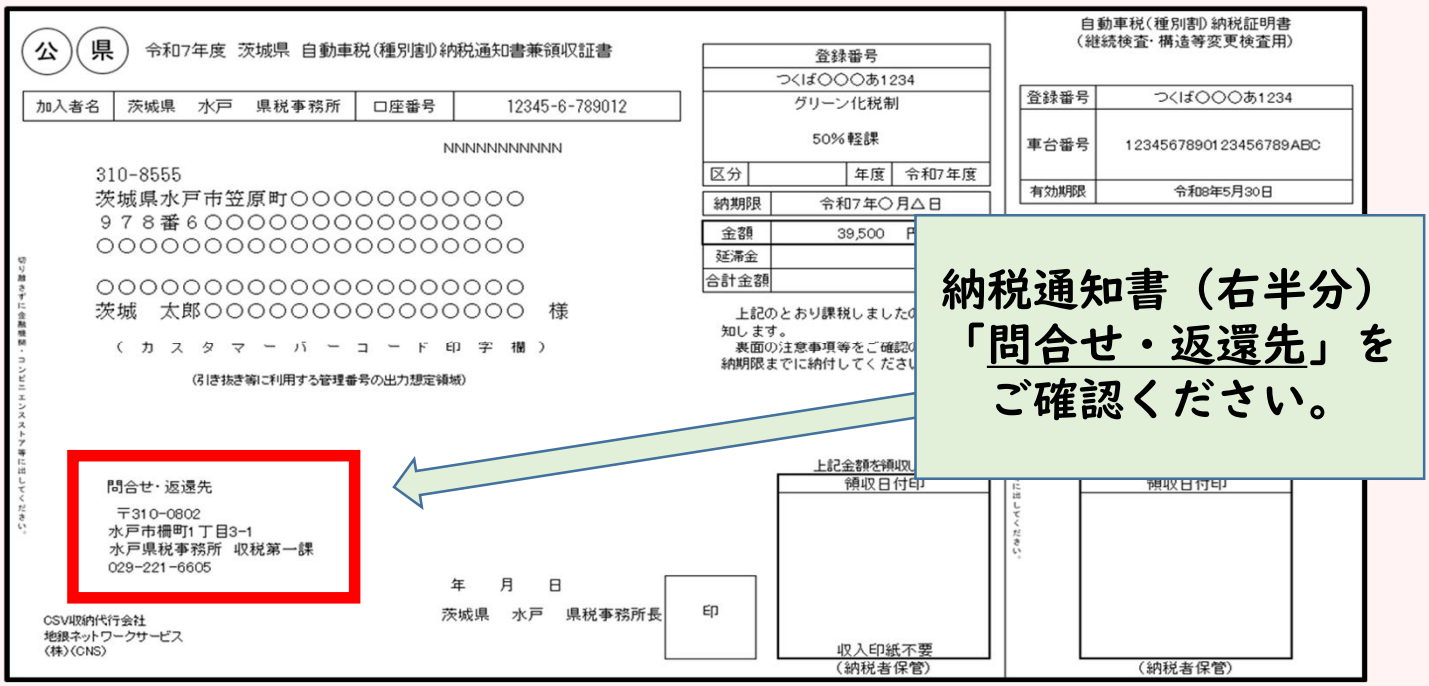

納税通知書（右半分）「問合せ・返還先」をご確認ください。

■現在、課税地指定制度をご利用いただいている方へ

茨城県では基幹税務システムの変更に伴い、大口納付方法の見直しを行う予定であり、R7年度以降に課税する自動車税については**課税地指定制度（県内の課税県税事務所を１つにまとめる制度）が廃止**となります。

廃止後は、車検証に記載のある定置場住所を管轄する県税事務所より、それぞれ納税通知書を送付いたしますので、商品中古自動車の減免申請においても各所管事務所へ申請を行っていただくようお願いします。

■お問い合わせ先

お問い合わせは、R6年度に決定通知を受けた県税事務所または茨城県税務課（電話：029-301-2429）までご連絡ください。

R6.7 茨城県税務課